

矢板市スポーツボランティア制度運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の生涯スポーツ活動を推進するにあたり、市内で開催されるスポーツイベント・大会の運営を「支える」スポーツボランティアの普及を図り、スポーツ活動への積極的な参加、機会づくりを支援するため運営する矢板市スポーツボランティア制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、スポーツボランティアとは、次に掲げる活動に無償で協力する者として、矢板市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録された者をいう。

- (1) 矢板市又は教育委員会が主催し、共催し又は後援するスポーツイベント・大会の運営
- (2) その他教育委員会が必要と認めるスポーツイベント・大会の運営

(登録の条件)

第3条 スポーツボランティアに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中学生を除く15歳以上の者（ただし、高校生の場合は、保護者の同意を必要とする。）
- (2) 市のスポーツ振興のため、教育委員会が指定したスポーツイベント・大会に積極的に協力することができる者

(登録)

第4条 スポーツボランティアの登録を受けようとする者は、矢板市スポーツボランティア登録申請書（別記様式第1号）を、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による登録は、矢板市スポーツボランティア登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することにより行う。
- 4 スポーツボランティアの登録の有効期間は、登録を受けた日からその日が属する年度の翌々年度末日までとする。

(登録事項の変更等)

第5条 登録簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録簿に登録された内容に変更が生じたときは、矢板市スポーツボランティア登録内容変更届（別記様式第2号）により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

- 2 登録の抹消を希望する登録者は、矢板市スポーツボランティア登録抹消届（別記様式第3号）により、教育委員会に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第6条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定によるスポーツボランティアの抹消届があったとき。
- (2) 心身の故障によりボランティア活動を行うことができないと認めるとき。
- (3) ボランティアの信用又は品位を害するおそれがあり、又はその他ボランティアとしての適正を欠く者であると認めるとき。

(依頼の方法)

第7条 スポーツボランティア制度を活用しようとする者(以下「依頼者」という。)は、矢板市スポーツボランティア募集依頼書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の依頼書の提出があったときは、依頼書の内容を審査し、適当であると認めるときは、登録者に依頼書の情報を提供するものとする。ただし、登録者が高校生の場合は、第2条第1号の情報のみ提供するものとする。

(依頼者の責務)

第8条 スポーツボランティアの活動に係る傷害保険その他必要な経費は、依頼者が負担するものとする。

- 2 依頼者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、スポーツボランティア制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。